

# 第2章

## 平常時の防災活動

この章では、災害発生時に備えて、

自主防災組織として平常時に実施すべき事項を説明します。

被害の拡大防止は、平常時に何をしておくかに大きくかかってきますので、

家庭内対策や防災訓練についての理解を深めます。



## 1 地域住民への防災知識の普及啓発

- (1) 自主防災活動への積極的な参加
- (2) 家庭内対策の促進

## 2 「わたしの避難計画」の作成

- (1) 「わたしの避難計画」とは
- (2) マイ・タイムラインとの関係
- (3) 「わたしの避難計画」の作成
- (4) 「わたしの避難計画」作成手順
- (5) 「わたしの避難計画」の普及に向けて

## 3 防災訓練の実施

- (1) 防災訓練の目的
- (2) 訓練の成果をあげるために
- (3) 事故防止
- (4) 防災訓練災害補償制度の適用について

## 4 地域防災訓練の方法

- (1) 災害図上訓練「DIG」
- (2) 自主防災組織災害対応訓練イメージ「TEN」
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救助、応急救護訓練
- (5) 情報収集（安否確認）・伝達訓練
- (6) 避難訓練
- (7) 給食・給水訓練
- (8) 避難所運営ゲームHUG

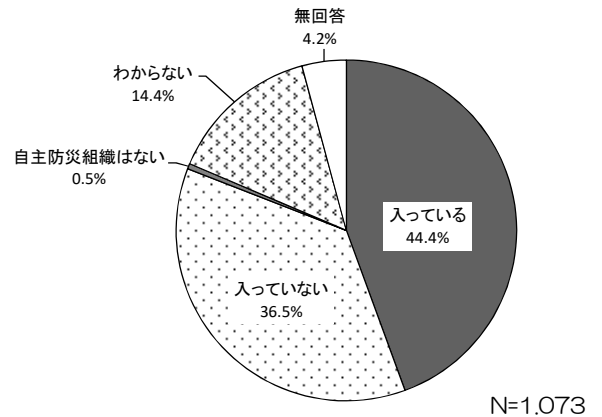
## 5 協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化

## ② 平常時の防災活動

### 1 地域住民への防災知識の普及啓発

＜令和元年度「南海トラフ地震についての県民意識調査」結果＞  
あなたのお宅は、地域の自主防災組織に入っていますか。

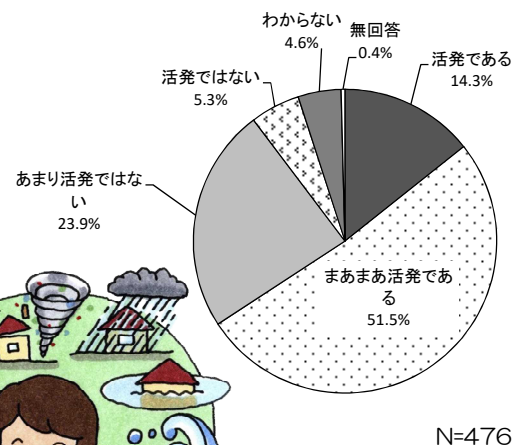
静岡県は、自主防災組織は、町内会(自治会)単位で結成されたものが多く、組織率はほぼ100%となっています。しかし、静岡県が令和元年度に実施した「南海トラフ地震についての県民意識調査」によると、本来ならほぼ全世帯が防災組織に加入しているにもかかわらず、「あなたのお宅は自主防災組織に入っていますか」という問に対して、「入っている」と明確に回答した人は約44%に過ぎません。長い年月の経過とともに、住民自らが必要性を認識し活動に参加する意識は希薄となっています。



また、住民自身の参加及び活動意識のみならず、住民からみた自主防災組織の活動も「活発である」との回答は、約14%に過ぎません。

＜「入っている」と答えた人に＞  
あなたの地域の自主防災組織の活動は活発ですか

想定される南海トラフ地震や相模トラフ沿いの地震のように、災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ること（公助）は難しくなります。



地震による災害から身を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主」の名のとおり、「自分の命は自分で守る（自助）」「自分達の地域は皆で守る（共助）」という意識を持つ必要があります。

#### 啓発事項の例

- ① 自主防災組織が活動すべき内容
- ② 自主防災組織の構成員の役割
- ③ 「南海トラフ地震」や「東海地震」、  
「相模トラフ沿いの地震」などの地震の知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報の内容
- ⑤ 突然地震が発生したときの対応
- ⑥ 平常時における家庭内対策の実施
- ⑦ 避難行動要支援者への対応
- ⑧ 地域の特性に応じた対応
- ⑨ 地震（津波）災害、風水害、土砂災害の危険度
- ⑩ 気象警報の内容 など



#### 啓発の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレットや手引書の活用
- ② 県地震防災センター等のホームページの活用
- ③ 市町の防災マップの活用
- ④ 県や市町などが開催する防災講演会、出前講座、研修会への参加など

## ② 平常時の防災活動

### (1) 自主防災活動への積極的な参加

自主防災組織が中心となる地域防災訓練への参加がまだまだ少ないようです。隣近所で声を掛け合い、訓練には皆で参加しましょう。

#### ◇地域防災訓練参加率◇ (南海トラフ地震についての県民意識調査)

●平成27年度 37.6% ●平成29年度 38.4% ●令和元年度 41.8%  
※平成27年、平成29年は南海トラフ地震(東海地震)についての県民意識調査

#### ■ 学習会や講習会・研修会の開催

パンフレットや手引書など、活字だけでは住民の顔も見えず、コミュニケーションが十分とれません。目先を変えて、また、生涯学習の一環として、自主防災組織への参加の第一歩となる学習会や講習会・研修会等の開催を検討してください。

講習会は、企画内容を狭い範囲に限定せず、いろいろな講演者に依頼し、幅広く防災に関する知識が吸収できるようにしましょう。

#### 講習会内容

地域ニーズを把握して、講習内容を決める。



#### 講習会参加の呼びかけ

講習会の日程や場所などが決まったら、住民へのPRを行って聴講者を集める。



#### 広報は色々な経路で開催方法にも工夫を

ポスターやチラシだけではなく、回覧板や町内放送、PTAなど色々な経路を利用して広報しましょう。

#### ■ 地域防災人材バンクの活用

講師については、お住まいの市町に相談して紹介してもらうほか、県で公開している「地域防災人材バンク」登録者に直接依頼することもできます。

県地震防災センターのHP (<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/topics/jinzaibank.html>) で確認してください。



### (2) 家庭内対策の促進

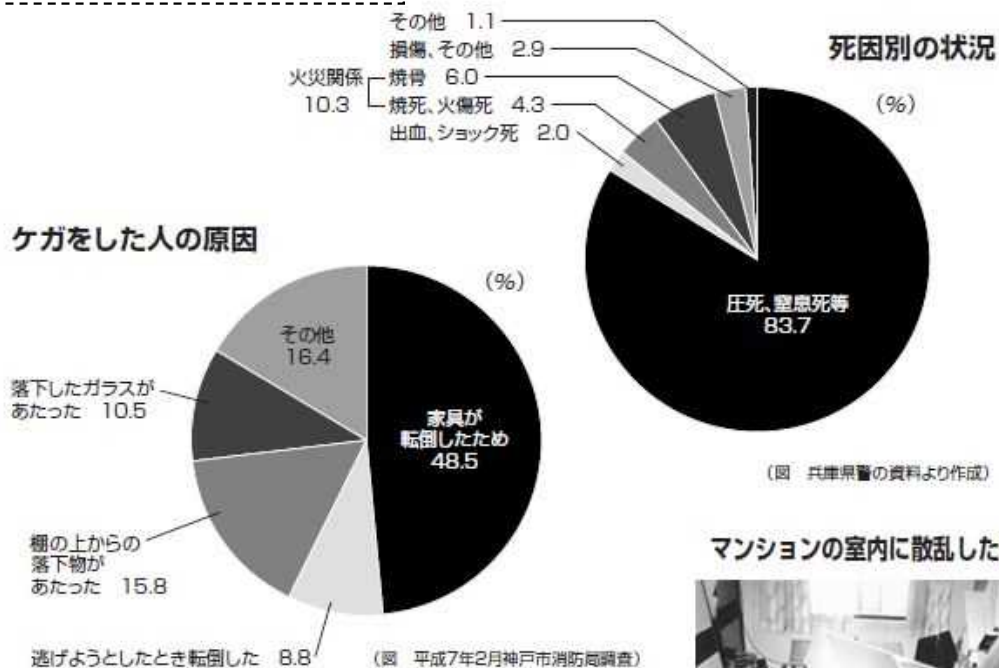
阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。

これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。しかし、住民には「自分の家は大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。阪神・淡路大震災や津波からの逃げ遅れにより非常に多くの方が亡くなった東日本大震災の状況を今一度思い出

## ② 平常時の防災活動

し、自主防災組織を挙げてこの対策に取り組んでください。

<阪神・淡路大震災における人的被害の原因>



マンションの室内に散乱した家具



### 促進の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレット及び手引書の配布
- ② 自主防災組織内で実施される研修会、講演会への参加呼びかけ など

### 指導方法

- ① 家屋の耐震診断と補強
- ② ブロック塀の点検と改善
- ③ ガラスの飛散防止
- ④ 家具等の転倒・落下防止
- ⑤ 出火防止
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄
- ⑦ 非常持出品の準備
- ⑧ 家庭内での役割分担

### ① 家屋の耐震診断と補強

昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、市町の建築担当課に申し込み、無料で専門家による耐震診断が受けられます。それ以外の建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の建築物）については市町に相談するようにしましょう。また、耐震設計や耐震補強工事に対しても補助金が受けられます。詳しくは「プロジェクト TOUKAI-O」のHP

(<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/toukaiO/index.html>) と (P.145 参照) を確認してください。



## ② 平常時の防災活動

### ② ブロック塀の点検と改善

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがたくさんあります。平成16年の新潟県中越地震や平成30年大阪府北部地震においても、鉄筋の入っていないブロック塀が倒壊する被害がありました。また、避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり緊急車両や緊急輸送車両の通行の妨げとなりますので、ブロック塀のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼びかけてください。



危険と判断されたものは、補強するか、柵や生け垣に取り換える必要があります。一部の市町では生け垣に取り換える費用を補助していますので確認するとよいでしょう。(P.146 参照)

### ③ ガラスの飛散防止

阪神・淡路大震災ではガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。



### ④ 家具類の転倒・落下防止

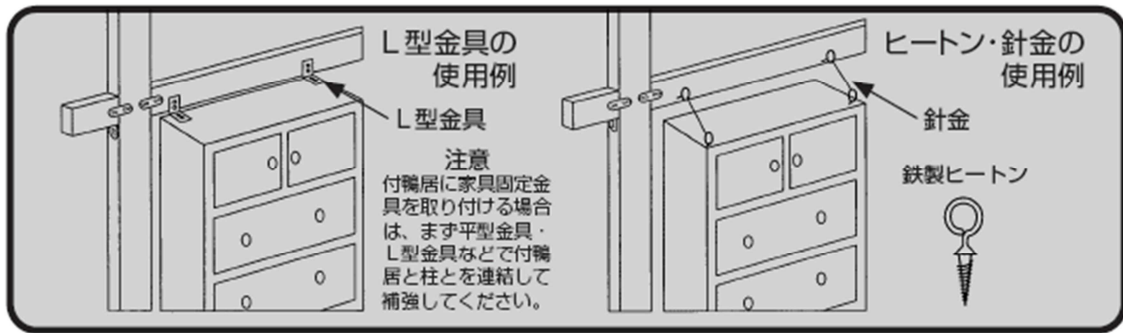
どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかり固定し、高いところに物を置かないなど、家族からケガ人を出さないようにしてください。

タンス等の家具類のほか、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の可能性のあるもの全てについて対策を取るようしてください。

なお、市町によっては、家具固定の補助事業を実施しているところもありますので、各市町のウェブサイト等を御参照いただくか、お住いの市町の防災担当課へお問い合わせください。

家具類のほか、電化製品の転倒・落下防止対策を！  
寝る場所は家具類のない部屋に！  
2階などに重い家具は置かない！

## ② 平常時の防災活動



### ⑤ 出火防止

地震はいつ起こるかわかりません。冬の夕食時間などに発生すれば、ストーブやガスコンロなどの暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベが転倒しないよう固定してあるか確認したり、ストーブは対震自動消火装置付にするなど、器具そのものの対策もしておきましょう。



プロパンガスは、安全器具や安全装置付きガス機器での使用を！

不完全燃焼防止機能付き小型湯沸器・屋外設置式のふろがま又は給湯器・CO（一酸化炭素）警報器・マイコンメータ・ヒューズガス栓・立消え安全装置付きこんろ・ガスもれ警報器 など

地震による火災の過半数は電気が原因です。東日本大震災における本震による火災のうち原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火でした。避難時にはブレーカーを遮断しましょう。また、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具として「感震ブレーカー」があります。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。市町において感震ブレーカー支援制度を設けている場合があります。詳細は、各市町のウェブサイト等を御参照いただくか、お住いの市町の防災担当課へお問い合わせください。

避難時にはブレーカー遮断！

## ② 平常時の防災活動

### ⑥ 非常持出品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

日ごろ服用している薬やかかりつけ医、介護支援員などを記載したのもも非常持出品の中に入れておきましょう。

屋外避難も想定した持出品も！



### ⑦ 備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が使用できなくなることが考えられます。また行政による救援活動もすぐには行われません。各家庭において7日間程度は生活できるように、食料・飲料水の備蓄を促進させてください。食料は非常食3日分を含む7日分を、飲料水については、1人1日3リットルを7日以上「食べ慣れた食料」を活用しながら備蓄するようにしてください。「携帯トイレ」の備蓄も忘れてはいけません。

食料は7日分、飲料水は7日分以上



普段からの買い置きやローリングストック(回転備蓄)を習慣づけて、大規模災害に備えましょう。



## ② 平常時の防災活動

### 夜、寝ているときも

身近な所に、懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう。  
(素足では、割れたガラスでケガをします。)

#### あると便利な物

アルコール消毒液



携帯用カイロ



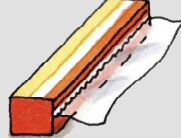
テント



バール・ジャッキ



ラップフィルム



ドライシャンプー



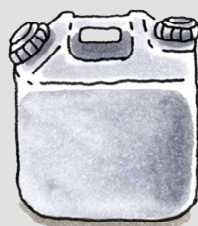
笛 (ホイッスル)



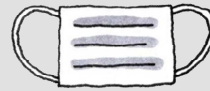
ウェットシート



水用ポリタンク



マスク



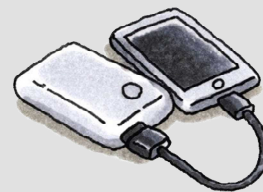
自転車・バイク



保険証・免許証の北°



モバイルバッテリー



#### ■ 赤ちゃんのいる家庭では

飲料水、ミルク、哺乳びん、離乳食、スプーン、着替え、オムツ、清浄綿、おんぶ紐、タオル、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチ、バケツ、ビニール袋、石鹸などを用意しましょう。

#### ■ 妊婦のいる家庭では

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、清浄綿及び新生児用品、チリ紙、ビニール風呂敷、ビニール袋、母子手帳、新聞紙、石鹸などを用意しましょう。

## ② 平常時の防災活動

### ■ 生活全般に支援が必要な高齢者や障害のある人のいる家庭では

着替え、オムツ、チリ紙、ガーゼ又はハンカチ、障害者手帳、補助具等の予備、薬などを用意しましょう。

### ■ アレルギーをもつ子供がいる家庭では

災害時など、緊急に子供が一人になってしまう場合に備え、他の人にアレルギー食材などの情報を正確に伝え、適切に対応してもらえるためにアレルギー症状や対応方法などの情報を記載したカードを作っておくとよいでしょう。

赤ちゃんや体の不自由な方、アレルギーをもつ子供がいる家庭ではその人に必要な備蓄品を備えておく必要があります。

### ③ 家庭内の役割分担

災害発生時は、とかくハード面の備えが取りざたされていますが、家庭内で役割を決めておくことも重要です。

日ごろの防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときにはどこに集合するかなどをあらかじめ決めておくようにしましょう。

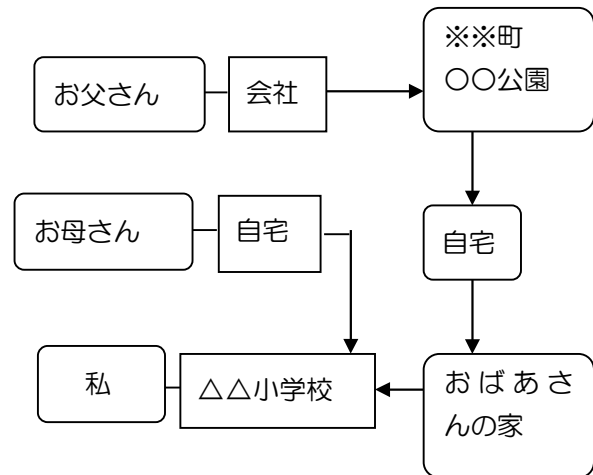
発災時、1人では多くの安全対策ができません。発災時の役割分担を決め、万全の体制を！ 家族が離れ離れになった場合の集合先を決める！

### ■ 行動表の例

#### 【地震がおきて避難が必要な場合】

お父さんは会社から※※町〇〇公園へ避難します。おちついたら家に帰り、お母さんと私が避難していたら、おばあさんをつれて△△小学校へ行きます。

お母さんは自宅から非常持出品を持って△△小学校へ行きます。



## ② 平常時の防災活動

### 【家庭内 DIG（ディグ）をやってみましょう】

各家庭における災害図上訓練「家庭内 DIG」があります。詳しくは、県危機管理部の HP（<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/documents/kateinaidig.pdf>）で検索してください。



### 【命のパスポート】

突然地震が起きても、自分と家族が無事でいられ、落ち着いて安否確認などの行動が取れるよう「命のパスポート」を御活用ください。「命のパスポート」は、名刺サイズに折り畳んだ必要最低限のマニュアルで、常に財布などに入れて持ち歩きができます。

御希望の方は、県危機管理部の HP（<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/toukuei/passport2/index.html>）からダウンロードしてください。

### 【安否確認】

災害用伝言ダイヤル「171」（音声による伝言板）、携帯電話のメールサービス「災害伝言板」、LINE、Messenger、インターネットのアプリによる手段、共通の集合場所を決めるなど、離れている家族と安否を確認する手段を確認しておきましょう。



### 【役割を決めて点検しましょう】

役 割（例）	担当者
台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全対策	
タンス・本棚・食器・戸棚などの転倒防止	
窓ガラスなどの飛散防止対策	
出入口までの避難経路や、安全な場所(部屋)の確保	
消火器・バケツの確認と点検	
飲料水 7 日分と食料 7 日分（内 3 日分は非常食）の点検と補充	
非常持出品の点検と補充	

### ◎ 避難場所（避難地）の確認

災害が発生したときの避難のため、市町はあらかじめ避難場所（避難地）や避難所を指

## ② 平常時の防災活動

### ⑨ 避難場所（避難地）の確認

災害が発生したときの避難のため、市町はあらかじめ避難場所（避難地）や避難所を指定しています。また、避難場所（避難地）には災害種別ごとに指定があります。

避難場所（避難地）の災害種別については、防災マップによる確認、避難場所（避難地）周辺に掲げられた看板で確認するか、お住まいの市町の防災担当課へお問合せください。また、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」でも確認ができますので、災害種別に応じた避難場所（避難地）や避難経路をあらかじめ確認しておきましょう。

災害種別：洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象



災害種別が表示された看板例 1



災害種別が表示された看板例 2

### 2 「わたしの避難計画」の作成

#### (1) 「わたしの避難計画」とは

「わたしの避難計画」とは、身の回りの災害リスク（河川氾濫、土砂災害、地震・津波等）に対して「いつ」「どこに」避難するか、あらかじめ記載したものをいいます。

#### (2) マイ・タイムラインとの関係

「マイ・タイムライン」とは、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる防災行動を整理したものです。

一方、「わたしの避難計画」は、河川氾濫のみならず、土砂災害や地震・津波等も対象とし、記載項目を必要最低限に絞ることで、取りかかりやすい内容にまとめます。

（「マイ・タイムライン」については、第6章5マイ・タイムラインについて（P.110参照）

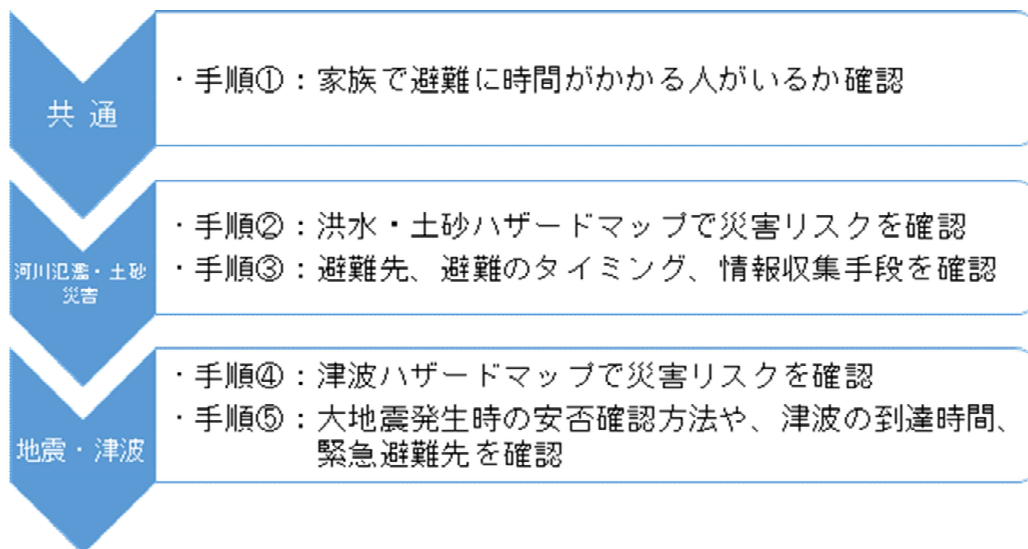
#### (3) 「わたしの避難計画」の作成

作り方を示した「作成ガイド」を見ながら、「わたしの避難計画」を作成します。「わたしの避難計画」を作成したら、冷蔵庫など目のつく場所に貼っておきます。

また、避難に関してより詳しい情報を「知識ブック」にまとめています。

#### (4) 「わたしの避難計画」作成手順

「わたしの避難計画」は以下の流れで作成していきます。



#### (5) 「わたしの避難計画」の普及に向けて

現在、静岡県では「わたしの避難計画」を全ての県民が作成することを目標としています。今後、各市町と協力して地域ごとの災害リスクを考慮した「わたしの避難計画」を作成し、地域の皆様に普及していく予定です。

### 3 防災訓練の実施

#### (1) 防災訓練の目的

大きな災害が起こったときには、家屋や道路などの被害のほかに、人的被害も大きくなるのが予想されます。

もし食事の支度時なら、火気による危険が考えられ、あたり一面火の海になる可能性もあります。ガス漏れ、電気・水道・電話が使えなくなることもあるでしょう。公的防災機関は各地で需要が多く到着が遅れるかもしれません。広い地域一帯で混乱するかもしれません。緊急事態の中では、いち早く適切な応急活動が行われることが必要とされます。

このため、日ごろから地域の特性にあった訓練をしておくことが重要です。防災に関する知識だけでは、いざというとき行動に移せないことを知るべきです。

平成7年2月に阪神・淡路大震災の被災者に神戸市消防局が行った調査概要を見ると、大震災前の「地震を想定した訓練への参加」は約8%と極めて少なく、「今後地域の防災訓練に積極的に参加する」は、約68%と高い参加意向となっています。しかし、地震が発生してからでは遅いのです。

静岡県では、防災訓練が定期的かつ組織的に行われています。より多くの人々の訓練参加を募り、知識・方法・動きなどを皆で学んで欲しいものです。

#### ■ 防災訓練の実施時期は・・・

##### ◇ 土砂災害対策訓練（6月土砂災害防止月間）

土砂災害が発生しやすくなる梅雨時の前に、国土交通省と都道府県では、毎年6月1日～30日を「土砂災害防止月間」と定めています。

##### ◇ 総合防災訓練(9月1日) (防災の日)

想定：突然南海トラフ地震等の大規模地震が発表されたことを想定

国・県・市町・各防災関係機関・自主防災組織が協力して実施します。南海トラフ地震の発災時に各家庭や地域の自主防災組織が計画している対策を行い、防災行動を身につけることを目標とします。

##### ◇ 地震防災強化月間（11月）

自主防災組織や事業所、ボランティアなど地域防災を担う団体が地震防災対策に取り組む月間とします。

## ② 平常時の防災活動

### ◇ 地域防災訓練（12月の第1日曜日）（地域防災の日）

想定：突然、南海トラフ地震等の大規模地震や風水害が発生したことを想定

各市町単位で、自主防災組織を中心に地震発生後の避難、消火、救護など一連の対応訓練を行います。それぞれの地域の特性を活かした訓練を実施し、防災活動を身につけることを目標とします。

### ◇ 津波避難訓練（津波対策推進旬間（3月11日前後の10日間）中の定めた日）

想定：突発地震が発生し、津波警報が発令されたことを想定

東日本大震災の教訓を生かすため、県・沿岸21市町、各防災関係機関、自主防災組織が協力して実施します。住民に対する情報伝達、観光客等海浜利用者への避難指示、遭難者救助訓練、防潮水門閉鎖訓練等を実施し、津波防災行動を身につけることを目標とします。

### ◇ 個別訓練

情報の収集伝達、救出救助、初期消火、応急救護、DIG、HUG、イメージTENなど、個々の訓練を行い、それぞれの行動を身につけることを目標とします。役員が交代する時期（年度はじめ）や1月中旬（阪神・淡路大震災を記念する時期）に実施すると効果的です。



## ② 平常時の防災活動

### (2) 訓練の成果をあげるために

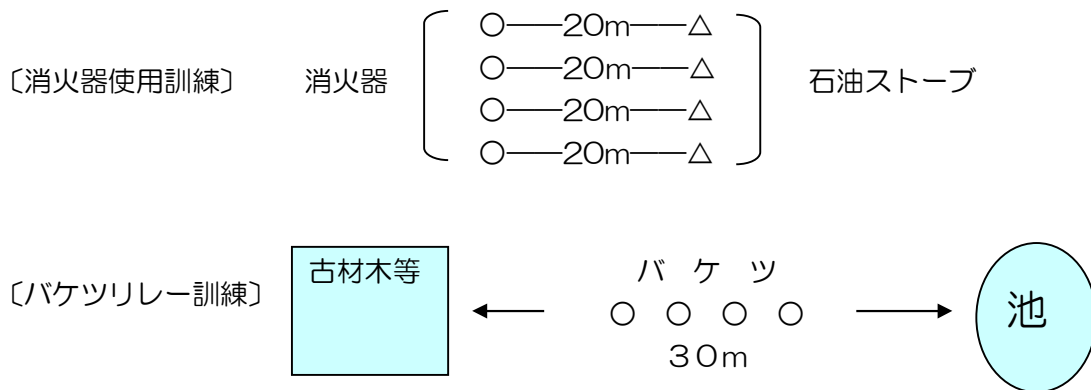
防災訓練における成果は、第1に「災害発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしても、発生した災害に適応できなかったり、訓練の内容的な問題で住民の中に防災知識が根付かなければ、ただ単に、便宜上行っているだけになります。訓練の成果を上げるためには問題点を洗い出し、次の訓練では問題点を修正して生かす訓練にしましょう。訓練の成果を上げるためには、下記の5つが重要となりますので、ぜひ心掛けてください。

#### ① 訓練実施計画をたて計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、その訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画をつくり、市町の防災訓練担当者に相談をしてください。

### 訓練実施計画（例）

訓練種別	消火訓練	目 的	○月○日 ○○防災会 午前9時から 午前11時まで
場 所	○○公園広場		
指 導 者	○○消防署員3名		
参 加 者	消火班員ほか全員		
目 的	1 各種消火器の性能についての知識及び取扱要領の習得 2 バケツリレー等による消火要領の習得		
実 施 要 領	想 定	石油ストーブの上に、地震によって棚上の新聞、雑誌が落下し、火災になったものとする。	
	内 容	1 消火器の性能についての知識及び取扱要領を○○消防署の指導で行う。 2 実際の消火を下図のように石油ストーブ及び古材木、雑誌類を置き、指導者の合図により交代して行う。	
備 考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装をしてくること		





## ② 平常時の防災活動

### ② 関連機関との調整

訓練の実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容を検討してもらい、協力を依頼します。

訓練会場を確保したら、市町の防災担当や防災関係機関に早めに届け出るようにしてください。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。

消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防機関との入念な打ち合わせが不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。

### ③ 地域の特性に応じた訓練の実施

津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、住宅密集地で延焼火災の危険予想地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

海岸に隣接した地域	津波を想定した訓練、海水浴客も加えた訓練
急傾斜地に隣接した地域	山・がけ崩れを想定した訓練
住宅密集地	延焼火災を想定した訓練、シナリオのない訓練
観光地	観光施設利用者を加えた訓練
社会福祉施設に隣接した地域	社会福祉施設入所者を加えた訓練
事業所が混在した地域	住民と事業所の合同訓練
病院に隣接した地域	住民と病院の合同訓練



## ② 平常時の防災活動

### ④ 訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける

訓練の実施を周知徹底	訓練日時を記載した回覧板やポスター・チラシもしくは広報を利用して、訓練の実施を「知らなかった」人がいないように徹底させましょう。
訓練の日時に変化をつける	いつも同じ日時に実施していると、同じ人しか参加できないので、休日や夜間など多くの人に参加できる日時にも設定してみましょう。
訓練内容に変化をつける	様々な年代の人に参加してもらうことが望ましいので、各回テーマをしぼり、地域の災害を想定したイメージトレーニング、平日昼間の発災とするなど日時設定、中学生や高校生等による情報伝達訓練、高齢者や子供を対象とした訓練など変化をつけてみましょう。

### ⑤ 興味を持って参加、楽しめる訓練

防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんか。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。また、外国人や身体の不自由な方等（要配慮者）にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けてください。

#### 【具体例】

- 宿泊を伴う防災キャンプ、テント生活体験
- バーベキューイベントを活用した非常時調理体験
- 地域のイベント（運動会、盆踊り大会等）に合わせて行う訓練
- 災害を想定した障害物競走、バケツリレー競走、担架競走、防災用品借り物競走
- ウォークラリー
- 防災ウォッチング（町あるき探検）
- オリエンテーリング
- 地震体験車体験
- スモークハウス体験
- 防災クイズ、クロスロード など

### (3) 事故防止

- ① 危険を伴う訓練には専門家の指導を
  - ・消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。
- ② 事前に十分な説明を
  - ・訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
  - ・訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。
- ③ 服装は訓練に適したものを
  - ・服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災頭巾）を着用しましょう。
- ④ 訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を
  - ・訓練中、整理・整頓に気をつけましょう。
  - ・訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

### (4) 防災訓練災害補償制度の適用について

防災訓練中にケガをした場合、各市町では補償のために障害保険等に加入しているので、事前に計画を届け出るとともに、補償内容などを確認しておきましょう。また、レクリエーション保険などもありますので、詳しくは損害保険会社へ問い合わせてください。

#### 注意 補償の対象となる場合

- (1) 市町又は消防機関の主催する防火防災訓練に自主防災組織、民間防火組織、町内会等が参加したとき。
- (2) 自主防災組織、民間防火組織、町内会等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に市町防災担当課又は消防本部に「防火防災訓練届」が提出されたものなど。  
なお、詳細は市町の防災担当課等に確認すること。